

JA 静岡市トレーニングファーム事業「イチゴ新規就農者研修事業」研修者募集要綱

令和 7 年 12 月 1 日

JA 静岡市

1. 事業内容

(1) 事業概要

JA 静岡市が地域の生産部会において産地の維持発展に取り組む新規就農者を育成するため、新たに「イチゴ」生産に取り組むことを希望する個人に対し生産技術、経営管理に関する研修を行い、「イチゴ」生産者として独立するための充分な資質を形成するとともに研修終了後の就農に向け、関係機関と連携して支援を行う。

(2) 研修場所

JA 静岡市トレーニングファーム事業イチゴ新規就農者研修所（静岡市葵区遠藤新田）

(3) 研修期間

令和 8 年 3 月～令和 9 年 9 月まで

(4) 研修内容

項目	研修内容
基礎研修	生理生態・品種特性の基礎知識、高設ベンチ栽培についての基礎知識 肥料・農薬・保温資材及び包装・出荷資材の基礎知識
技術研修	栽培ステージ毎の栽培技術、収穫・パック詰め等の出荷調整 栽培設備の操作方法
経営管理	初期施設投資・経営収支管理・農業簿記記帳・税務申告等・経営に必要な基礎知識
就農準備	農地確保・資金調達等の就農に必要な知識・手続き 青年等就農計画書の作成
視察・交流	JA 静岡市苺委員会の生産者圃場視察および生産者との交流

(5) 研修講師

JA 静岡市苺委員会、JA 静岡市営農経済部

(6) 修了認定

JA 静岡市が修了の可否を判定し、修了者には修了証を交付する。

(7) 就農支援

研修終了後の就農に向け、農地・施設の確保および資金調達等について関係機関が協力し支援を行う。

2. 募集内容

(1) 募集人員 2 名

(2) 応募資格

- ア 日本国籍を有し性別は問わない。研修開始日に満 18 歳以上で就農開始時に原則 50 歳未満であること。(就農開始時に 50 歳以上の場合は支援内容が変更となる)
- イ 研修修了後は「イチゴ」生産者として就農意志が明確なこと。また、農業経験の有無は問わない。
- ウ 研修修了後は、JA 静岡市管内で就農すること。
- エ JA 静岡市の総合事業に理解ができる方。
- オ 就農時に JA 静岡市苺委員会に加入できる方。

(3) 提出書類

以下の書類等に必要事項等を記載・同封の上、下記の募集期間内に郵送、または直接持参する。なお直接持参の場合は平日 9 時～17 時の間に書類を持参する。

- ア 「イチゴ新規就農者研修事業」研修受講申込書
- イ 履歴書（市販の JIS 規格のもの、写真糊付け）

3. 募集期間

(1) 受付期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）～令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

(2) 説明会の開催

個別説明・相談

- ・日時：その都度（希望者ごとに個別に実施）
- ・場所：JA 静岡市本店 2 階 営農課（静岡市駿河区曲金 5 丁目 4 番 70 号）
TEL 054-288-8420
- ・内容：JA 静岡市より研修事業について説明する。また、就農にあたっての意向を聴取する。

4. 選考方法等

(1) 選考方法

- ア 書類審査を実施し面接に進む方を決定する。
- イ JA 静岡市および関係機関・団体の選考委員による面接により採用者を決定する。

(2) 面接期日・場所

- ア 日時：令和 8 年 3 月 ※詳細については別途連絡
- イ 場所：JA 静岡市本店（静岡市駿河区曲金 5 丁目 4 番 70 号）

(3) 結果通知

申込者には、面接終了後 10 日後程で郵送にて通知する。

5. 研修条件

(1) 研修期間中の諸条件

- ア 研修受講料は無料とする。
- イ 研修に必要な費用はJA 静岡市が負担する。尚、個人生活に係る費用および研修施設までの交通費は、全額研修者の負担とする。
- ウ 本事業における生産物販売代金はJA 静岡市に帰属する。

(2) 災害補償

- ア 研修者は傷害保険への加入を必須とする。
- イ 研修期間中の傷害保険への加入および研修中の災害補償については研修者自らで対応する。

(3) 研修時間および休日

研修時間は原則として午前8時から午後5時。休日は原則として毎週土曜日および日曜日だが、研修過程により変更および振り替えることがある。また、収穫期等の農繁期は、休日に研修を実施することがある。

(4) 遵守事項

本事業の趣旨を充分理解の上、常に誠実且つ積極的な態度、姿勢で研修に臨むことが必要である。

6. 応募先他

(1) 応募先

JA 静岡市 本店 営農課 トレーニングファーム事業事務局
〒422-8506 静岡市駿河区曲金5丁目4番70号 電話 054-288-8420
E-Mail : einokeizai@shizuoka.ja-shizuoka.or.jp

(2) 相談窓口

静岡県中部農林事務所 生産振興課 TEL054-286-9020
静岡市役所 農業政策課 TEL054-354-2085
JA 静岡市本店 営農課 TEL054-288-8420

(3) 留意事項

- ア 営農を継続するためには、本人の努力・熱意・体力と共に地域と協調する姿勢・経営リスクに対する理解と覚悟が求められる。
- イ 研修中から就農してイチゴ販売代金等の収入が入るまでは、ご自身の経営目標、家族

構成に応じた自己資金が必要となる。(運転資金約2年分の生活費等)

ウ 補助事業の活用や栽培施設を取得するにあたり保証人が必要となる場合がある。なお、補助事業を申請する場合は一定の条件を満たす必要がある。

エ 研修者として決定されるにあたり、誓約書を締結する。

オ 農地の候補がない場合は、円滑な就農地確保のために事前に就農希望地の農地情報収集をすること。

※ 本募集要綱に基づく提出書類に係る個人情報については、研修者の選考・研修期間中の指導・連絡および就農にあたっての斡旋・その他運営に関する目的に使用する。

令和 年 月 日

静岡市農業協同組合

営農経済部長 殿

申込者 住所

氏名

印

「イチゴ新規就農研修事業」令和7年度受講申込書

貴組合の「イチゴ新規就農者研修事業令和 年度研修者募集要綱」に基づき、下記のとおり研修受講を申し込みます。

記

1. 履歴書：市販のJIS規格のもの、写真糊付け

2. 研修受講申込レポート：別紙

以上

「イチゴ新規就農者研修事業」研修受講申込レポート

氏名：_____

① 申込理由：

② 農業経験の有無：

③ 農地保有の有無： 有・無

就農希望地：

④ 就農の為に用意した資金

内1年間の生活費：

生活費を除いての就農投資資金：

毎年の借入返済額：

⑤ 家族の同意：

⑥ 就農時のパートナー：

⑦ 将来の希望：

⑧ 健康状態：

⑨ JAとの関係：